

法教育推進協議会 第47回会議 議事録

- 第1 日 時 令和3年8月5日(木) 自 午後 2時00分
至 午後 3時51分
- 第2 場 所 法務省大会議室
- 第3 議 題 (1) 高校生向けリーフレットの配布及び一部改訂等について
(2) 事務局からの各種報告
(3) 今後の法教育の取組についての意見交換

川副参事官 それでは、予定の時刻となりましたので、第47回法教育推進協議会を開会させていただきます。

ウェブ会議システムで参加されている方は、カメラをオンにいただけますようお願いいたします。

私は、法務省大臣官房司法法制部参事官の川副と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、本日の発言方法について説明をさせていただきます。

御発言をされる際は、挙手をお願いいたします。ウェブ会議システムにより参加されている方は挙手ボタンを押してください。挙手ボタンが使えないときは画面上で見えるように手を挙げていただきますようお願いいたします。こちらからお名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いいたします。

なお、ウェブ会議システムによる参加者がおりますので、御発言の際はどなたが発言しているのかが分かるよう、最初にお名前を言ってから発言していただきますようお願いいたします。

改めまして、本日は、御多忙中のところ当協議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

令和2年12月23日に開催された第46回の法教育推進協議会の後、当時の委員の皆様が任期が満了となりまして、今回は再任された委員の方も含め、新しい委員で行う初めての会議ということになります。

座長が選任されるまでの間、事務局において暫定的に進行を務めさせていただきます。

最初に、法務省大臣官房司法法制部長の竹内から、委員の皆様にご挨拶がございまして、

竹内内部長 本年7月16日付けで司法法制部長を拝命いたしました竹内でございます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、新たに委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から法教育の推進に御尽力いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本協議会には、法律や教育の専門家を始めとする各界の有識者に御参加いただき、法教育の在り方について、大局的な観点から指針をお示しいただくという重要な役割を担っていただいております。これまでにも、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向けた法教育教材の作成を含め、法教育の普及・推進のための大きな方向性を示していただけてきたと聞いております。

平成28年6月からの選挙権年齢の引下げや、令和4年4月からの成年年齢の引下げ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い生じた問題への対応等、昨今、社会環境は大きく変化しており、これらの変化に適切に対応する力を身に付けるため、法教育への重要性はますます高まっております。

本日は、法教育を更に推進するための重要な課題の一つである「法教育の担い手の育成」に関し、教員を志望する学生に法教育について学ぶ機会をどのように提供するかという観点から、御協議をいただきたいと考えております。

また、来年4月から高等学校において、新しい科目である「公共」が年次進行で実施される予定です。この公共という科目と法教育をどのように関連付けていくのがよいかという点につきましても御協議いただきたいと思っております。

我が国の社会に真の意味で法教育が根付き、国民一人一人が法的なものの考え方を身に付け、自由で公正な社会の担い手となるためには、教育関係者、法律家、研究者等が連携して取組を進めていくことが重要であります。

本日もこのような認識の下、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

川副参事官 今回、新たに委員に御就任いただいた方が複数人おられますので、資料1でお配りしております名簿の順に、改めて委員全員のお名前と御所属を事務局から紹介をさせていただきます。

東京都教育庁指導部主任指導主事，秋田博昭委員です。

弁護士・日本弁護士連合会市民のための法教育委員会事務局長，荒川武志委員です。

最高裁判所事務総局総務局第一課長，石井芳明委員です。

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官，磯山恭子委員です。

日本司法支援センター本部総務部長，犬木寛委員です。

茨城県教育研修センター所長，猪瀬宝裕委員です。

司法書士・日本司法書士会連合会副会長，伊見真希委員です。

清瀬市立清瀬第四小学校長，岩崎治彦委員です。

筑波大学名誉教授，江口勇治委員です。

明治大学法学部専任教授，太田勝造委員です。

最高検察庁総務部長，神村昌通委員です。

練馬区教育委員会指導主事，窪直樹委員です。

中央大学大学院法務研究科教授，佐伯仁志委員です。

元大正大学人間学部教育人間学科教授，館潤二委員です。

産経新聞論説委員，長戸雅子委員です。

立教大学法学部教授，野澤正充委員です。

福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授，橋本康弘委員です。

公益社団法人日本PTA全国協議会副会長，山田洋子委員です。

皆様，どうぞ，よろしくお願ひいたします。

事務局にも変更がございましたので，紹介をさせていただきます。

先ほど挨拶をさせていただきました司法法制部長，竹内でございます。

竹内部長 改めまして，どうぞよろしくお願ひいたします。

川副参事官 司法法制部司法法制課長の加藤です。

加藤課長 加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

川副参事官 司法法制部付菊地です。

菊地部付 部付の菊地です。よろしくお願ひいたします。

川副参事官 司法法制部付の二宮です。

二宮部付 部付の二宮です。よろしくお願ひいたします。

川副参事官 司法法制部企画調査官の貫井です。

貫井調査官 企画調査官の貫井でございます。よろしくお願いいたします。

川副参事官 それから、参事官の川副でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。

それでは、座長の選任に移りたいと存じます。

座長について、どなたか適任の方を御推薦いただきたいと存じますが、御意見がある方は御発言をお願いいたします。

橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 福井大学の橋本です。

佐伯委員を是非推薦したいと思っております。よろしくお願いいたします。

川副参事官 ありがとうございます。

ただいま橋本委員から、佐伯委員を座長に推薦する旨の御提案がございました。この御提案に対して御意見はございますでしょうか。

御意見がないようですので、引き続き佐伯委員に座長をお願いするということにいたしたく存じますが、よろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

川副参事官 ありがとうございます。

それでは、佐伯委員に座長をお願いすることにし、これから先の議事進行については佐伯座長をお願いしたいと思います。

佐伯委員、席の御移動をお願いいたします。

佐伯座長 選任いただきました佐伯でございます。

微力ではございますが、皆様のお力添えを得て、協議会の円滑な推進に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思っております。

お手元の議事次第を御覧ください。

本日は、議事次第に記載のとおり、大きく三つの議題を予定しております。また、配布資料目録記載の資料をお配りしております。なお、参考資料は、委員限りの資料です。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお声掛けください。

委員限りとする資料を除く配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定としておりますので、御了承ください。

それでは、最初の議題に入ります。

一つ目の議題は、高校生向けリーフレットの配布及び一部改訂等についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 部付の菊地から説明いたします。

最初に、消費者教育教材表彰について御報告いたします。

昨年度に作成いたしました高校生向け法教育リーフレットは、消費者教育支援センターの主催する消費者教育教材資料表彰2021において、優秀賞を受賞いたしました。これもひとえに委員の先生方のお力添えによるものです。改めて御礼申し上げます。

また、リーフレットにつきましては、本年2月に、全国の教育委員会及び高校に向けて発送いたしました。高校からは、「リーフレットを生徒に配布した」、「授業で活用した」との声いただいたほか、「配布時期を早めてほしい」との要望もいただきました。

今年度も高校2年生を対象に、全国の高校にリーフレットを送る予定です。今年度は2学期中にリーフレットをお届けできるよう準備を進めてまいります。

次に、資料3-1及び3-2を御覧ください。

成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会の浅川委員に御協力いただきまして、今年3月に東京都立蒲田高等学校1年生のクラスで、リーフレットを使用した授業を実施していただきました。資料3-2は、その実践状況に関する報告書でございます。

報告書の6ページから8ページに、生徒さんの感想もまとめられておりますので、是非御覧ください。

また、授業の様子を撮影していただき、モデル授業動画を作成いたしました。このモデル授業動画は、生徒さんらのインタビューや授業の実践報告書とともに、法務省ホームページで公開をしております。

次に、資料の3-3を御覧ください。

これは法務省のホームページで公開しているリーフレットの内容に関する確認テストでございます。リーフレットのQRコードから、この確認テストに飛べるようにしております。

次に、リーフレットの一部改訂について申し上げます。

委員限りの参考資料1を御覧ください。

昨年度の会議において、改正少年法の内容などもリーフレットに記載すべきではないかという御意見をいただきました。そこで、部会において、参考資料1の改訂案を作成いたしました。

改訂部分について御説明いたします。

まず、リーフレット8ページの「18歳からできること」の欄について、「10年用パスポートの取得」と記載していた部分を削り、「裁判員として刑事裁判に参加」に変更したいと思っております。

また、「18歳からできること」と「さいごに」の間に、改正少年法に関する記載を挿入いたしました。ここでは、少年法が改正されたことに関する注意喚起をするにとどめ、詳細につきましては、QRコードでホームページに誘導する形にしております。

本日、この改訂案について御了承いただけましたら、業者に依頼し、全体の配置バランスや色味などを調整いたします。

最後に、リーフレットの今後の展開について申し上げます。

先日の部会で、リーフレットの内容に関する専門家の説明動画を作成するという方針が決まりました。リーフレットは、高校生が自ら読んで理解してもらえるように作成をしておりますが、より理解を深めてもらいたい部分について、専門家が解説する短い動画を何本か作成する予定です。

解説動画が完成しましたら、次回協議会などにおいて御報告させていただきます。

事務局からの報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、まず、参考資料1のリーフレットの改訂案について御意見を伺いたいと思っております。

改訂案について、御質問や御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

荒川委員、御発言ください。

荒川委員 弁護士の荒川でございます。

日弁連から選任されている委員の立場として、発言をさせていただきます。

改正少年法は完全なものではなく、今後も議論を継続すべきものであるというのが、日弁連としての意見です。ただ、高校生にとって、現行法がどうなっているかを知っておくということは有益なことだと思いますし、少年法それ自体が、新成人を迎えようとする生徒にとって興味ある分野であるということはそのとおりだと思いますので、改正少年法に関する情報をリーフレットに掲載すること自体については、私自身は賛成でございます。

少年法という法律については、それ以外の法律もそうだと思いますけれども、多くの議論があるわけで、そうした社会的な問題について、個別に意見を持って議論をするような姿勢を持つような市民を育むこと自体が、法教育の役割だと考えております。その意味では、今回のリーフレットによって、少年法についても自ら考えて、時にはその是非を議論するきっかけになればいいなと思っております。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、リーフレット8ページについては、改訂案のとおり改訂することとさせていただきます。

改訂案について委員の御承認をいただきましたので、事務局において適切にお進めください。

そのほか、高校生リーフレットに関する報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。

二つ目の議題は、事務局からの各種報告です。

まず、教員向け法教育セミナーの開催について、事務局から報告をお願いいたします。

二宮部付 部付の二宮から、教員向け法教育セミナーについて報告いたします。

資料4、教員向け法教育セミナーの開催チラシを御覧ください。

8月17日の午後1時から福岡市において、教員向け法教育セミナーを開催いたします。

セミナーの概要は、チラシに記載のとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、全面オンライン方式で実施することに変更しております。

校種別の分科会では、現役の教員等を講師に迎え、当協議会作成の教材を使用した授業の実践報告を行います。

また、全体会では、「法教育授業の悩み」をテーマとし、その克服方法などについて、分科会の講師から参加者にアドバイスをいただく予定です。

委員の皆様には、別途、御参加について照会させていただいておりますが、8月10日まで申込みを受け付けておりますので、関係者の皆様には是非周知していただきますようよろしくお願いいたします。

案内チラシなどが必要な場合には、事務局にお声掛けください。

事務局からの報告は以上です。

佐伯座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問や御意見がある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、出前授業の実施状況等について報告をお願いいたします。

二宮部付 出前授業の実施状況等について報告いたします。

まず、資料5を御覧ください。

御承知のとおり、法務省では、法教育を普及・推進するための取組として、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省職員等を講師として派遣する出前授業を実施しております。

資料5は、出前授業の実施状況をまとめたものでございます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、実施回数が令和元年度の約4分の1にまで減少しました。その影響を避けることは難しい状況にございますが、オンライン授業の実施なども含め、対応を検討してまいりたいと思います。

次に、資料6を御覧ください。

昨年度末に出前授業等でも利用することができる法教育に関する視聴覚教材を作成し、法務省公式YouTubeチャンネルで公開したほか、所管各庁等約330か所に配布いたしました。

この動画は、動画投稿サイトに投稿された、あるレストランに関する動画をめぐって、レストラン側と動画投稿者との間でトラブルが生じたというケースを題材に、それぞれの権利がぶつかり合った場合の調整や、司法手続などについて学ぶことができる内容となっております。全編で約13分にまとめられております。

学校における法教育授業でも活用可能な内容となっておりますので、是非御活用ください。

事務局からの報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問や御意見のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 立教大学の野澤です。

ただいま事務局から、法務省の出前授業の実施状況についての報告がございましたけれども、もし最高裁や日弁連、日司連におきましても、出前授業の実施回数等について把握されているのであれば、法教育推進協議会で御報告いただければ幸いです。

法教育の出前授業の実施状況などの各関係団体における法教育の取組状況というのは、法教育の広がりを知る上で参考になるのではないかと思いますので、当協議会としても是非その状況を共有しておきたいと思っております。

以上でございます。

佐伯座長 ただいま野澤委員から御要望がございましたけれども、荒川委員、伊見委員、石井委員、いかがでしょう。

伊見委員 日本司法書士会連合会の伊見と申します。

今回から委員として参加をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

日本司法書士会連合会では、年に一度、全国に50ある司法書士会に対して調査を行っており、毎年、高等学校等に司法書士を講師として派遣した件数の把握を行っております。前年度のものは現在まだ集計中でございますが、御要望いただいたタイミングで、最新のデータをお出しすることは可能でございます。

基本的には、派遣している学校の数、授業の回数、授業を受講した生徒の人数等々の数値

のデータをお出しすることができます。それ以外に、こういった情報があったらよいというものがあれば、個別にリクエストいただけましたら、可能な範囲で対応したいと思います。よろしくお願いいたします。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、荒川委員、お願いいたします。

荒川委員 弁護士の荒川でございます。

日本弁護士連合会市民のための法教育委員会で事務局長をやらせていただいております。当委員会の方でも、日本全国の弁護士会でどのような取組をやっているかについては、毎年、調査をさせていただいております。

先ほどの司法書士の先生と同じく、どれだけの人数、どれだけの学校に対して法教育を行ったかという辺りの調査を行っております。外部に公表できるものに関しましては、早急にお出しすることができると考えておりますので、御要望があった段階で対応させていただこうと思います。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、石井委員、お願いいたします。

石井委員 最高裁の石井でございます。

裁判所の方でも出前講義は行っているところでございます。回数等については、恐らく把握していると思いますので、確認した上で、可能なものについては報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐伯座長 皆様、快くお引き受けいただき、ありがとうございます。

それでは、次回以降に御報告をお願いするということにいたしまして、こういう点について聞きたいというような項目がありましたら、事務局の方までお寄せいただければと思います。野澤委員もどうぞよろしくお願いいたします。

橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 今回の質問に関係してなんですけれども、やはり校種ですね。高校、中学校、小学校、あと特別支援学校も含めて、どのような学校種に、実際どの程度の、どのような内容の法教育をやってきたかということも含めて、少しお聞かせいただくと参考になるかなと。

特別支援学校、特に、多分少ないのかなというところもあるので、その辺りも含めて、是非、御報告お願いしたいなと思っております。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

江口委員、どうぞ。

江口委員 これまでの会議でも日弁連やその関係の単位会とかが行った報告書は上がってきていたと思います。今後報告していただくのであれば、コンパクトに説明していただくようお願いいたします。というのは、各団体の報告がかなりの量で上がっていたような気がしないでもないのです。

佐伯座長 御注意ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

この点についてはこのぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、その他の案件について報告をお願いいたします。

二宮部付

資料7を御覧ください。

京都コンGRESSが本年3月7日から12日までの6日間、国立京都国際会館において開催されました。

司法法制部では、3月11日、最高裁判所及び日本弁護士連合会と共催の上、法の支配の推進、法遵守の文化の醸成に当たってのグッドプラクティスとして、日本で実践している法教育普及のための取組などを紹介するサイドイベントを行いまして、磯山委員に御登壇いただきましたので、報告いたします。

次に、資料8を御覧ください。

本年3月に法教育公式ツイッターを開設いたしました。まだフォロワーは少ないですが、随時更新し、法教育等に関する情報を発信してまいりますので、是非フォローをお願いいたします。また、関係者への周知につきましても、よろしくをお願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて、三つ目の議題である今後の法教育の取組についての意見交換に移りたいと思います。

本日は、教員志望者へのアプローチと新設科目「公共」を踏まえた施策の検討という二つのテーマについて意見交換を行っていただきます。まず最初に、資料9の5か年計画について、事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、5か年計画について説明いたします。

資料9を御覧ください。

前回の会議におきまして、今後の中長期的な取組について、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。

資料9は、前回会議でいただいた御意見を踏まえて、「法教育の担い手の育成」、「より手軽に法教育を実施するための支援」、「法教育に関する情報の発信」という三つの柱で取組を進めるということでまとめた「更なる法教育推進のための5か年計画」でございます。

この計画は、現時点のものであり、具体的な状況を踏まえまして、随時見直しが必要になるものと思われませんが、まずはこの計画に従って取組を進めてまいりたいと考えております。

本日は、来年度から試行的に取り組んでいきたいと考えている取組のうち、教職課程へのアプローチと新設科目「公共」を踏まえた施策の検討について、委員の皆様から参考となる御意見をいただきたく存じます。

事務局からの説明は以上です。

佐伯座長 今後の取組につきまして、ただいま説明がありました5か年計画に基づいて進めていくということよろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

佐伯座長 ありがとうございます。それでは、そのように進めていただきたいと思います。

では、最初のテーマ、教員志望者へのアプローチについて、意見交換を行いたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、事務局から説明いたします。

これまで、学校現場における法教育授業をより充実させるために、教員セミナーなど、現役教員の皆さんへのアプローチを中心に組み立ててまいりました。もっとも、法教育への関心の高さや知識量、経験値などには、教員の方々の中でも個人差があること、現役の教員の皆様は非常に忙しく、法教育に関心を持っていても、時間をかけて学ぶことが難しい現状にあることなどといった課題も聞き及んでおります。

前回の協議会では、このような点も踏まえて、より早期に法教育の内容や重要性について触れる機会を確保することが有用なのではないかという御意見もいただきました。

そこで、大学の教職課程に在籍する学生の方々に向けた法教育のアプローチを検討課題として、本日は委員の皆様にも、どのようなアプローチがあり得るのかということについて御意見を賜りたいと思います。

なお、意見交換の参考として、事務局から二つ、参考事例を御紹介いたします。

委員限りの参考資料2-1を御覧ください。

これは、法教育研究会のメンバーであり、また、平成25年4月まで当協議会の委員でいらっしゃった大杉昭英先生が、早稲田大学で行っている授業のシラバスでございます。

教職課程における授業の内容は、担当する教員ごとに様々であると伺っておりますが、例えば大杉先生は、中学・高校の公民科の教員免許を取得するための必修科目、公民科教育法の中で、当協議会の教材や実際の裁判例などを使ったり、価値判断や意思決定をテーマとした授業を行ったりして、法教育に関する指導を行っているとのことでした。

また、委員限りの参考資料2-2は、昨年度まで当協議会の委員であった野坂佳生先生が、金沢大学ロースクールで行っている授業のシラバスでございます。夏休み期間中に集中講座を行う形を採られています。

なお、野坂先生の講座はロースクールのものであり、大学教職課程の講座ではございませんが、一つの参考として御紹介させていただきました。

本日は、磯山委員と橋本委員にも、大学で行っている法教育授業について御紹介をお願いしております。

事務局からの説明は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、橋本委員と磯山委員から、大学教員養成課程における法教育の現状や取組について御紹介いただければと思います。

最初に、橋本委員から、よろしく願いいたします。

橋本委員 よろしく願いいたします。

参考資料の2-3のレジュメを御覧ください。

教職課程における「法教育関連科目」ということで科目を挙げておりますが、基本的には、ここに挙げた科目が法教育に関連する科目だというふうに私自身は考えております。

一つ目は、レジュメの後ろの資料にも付けておりますけれども、教育職員免許法の施行規則の第66条の6に示されている「日本国憲法」という科目でございます。

さらに、中学校の社会科の教員免許に関わる科目として、教科に関する専門的事項に関わる科目と各教科の指導法に関する科目というのがございます。これについても、後ろに資料を掲載してあります。免許科目の「社会」と書かれているところになります。例えば、教科専門科目に関わるものとしては、「法学概論」等になりますし、各教科の指導法に関する科目としては、本学の場合は「社会科教育法のⅠ及びⅡ」、「社会科授業研究のAからD」というものになっていきます。

さらに、高等学校の公民科の教員免許に関わる科目として、本学の場合は、教科に関する専門的事項に関する科目として「法学概論」とか「国際法」、各教科の指導法に関する科目として「公民科教育法ⅠとⅡ」というものが設定されているということになります。

指導法に関する科目というものはどのようなものかということ、「当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連付けて理解をさせるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける」ということになっていきます。教師としての法教育の実践力を養うという観点でいいますと、先ほど大杉先生が授業されているものとかぶりますけれども、各教科の指導法に関する科目で法教育の実践力を付けていくということになるのかなと思っています。

「各教科の指導法に関する科目」というところで、私が本学で担当している科目について申し上げますと、「社会科教育法」というものと、先ほど申し上げました「社会科授業研究AからD」というものと、(3)番の「公民科教育法のⅠとⅡ」というものが該当しています。

(1)の「社会科教育法」に関して申し上げますと、これは中学校の社会科の免許取得のために必修の科目ということになります。私自身は、学習指導要領平成29年版の告示の内容について解説するほか、中学校社会の実践力の基礎を養うということで、指導案の立案を行わせています。

「社会科教育法Ⅰ」は、どうしても学習指導要領の解説が中心になります。中学校社会は、地理、歴史、公民と3分野ございまして、それぞれの分野をバランスよく取り上げて説明していくということになりますので、法教育を取り上げるとしても、ごく僅かな時間にならざるを得ないというところがございます。

履修者数は、資料に記載したとおりであり、具体的な展開は、その後ろにあるシラバスを御参照いただければと思います。

(2)の「社会科授業研究のAからD」は、本学の場合、中学校社会の免許状の取得のために必要な選択必修科目という位置付けになっています。中学校社会の教師としての実践力を育成する科目ということで、模擬授業を中心に行うような授業として設計されています。

シラバスを見ていただくとわかるとおり、この社会科授業研究のAからDは、租税をテーマにして模擬授業するとかですね、柔軟な内容構成が比較的可能な科目になっています。

(3)の「公民科教育法のⅠとⅡ」は、高等学校の公民科の免許取得のために必要な必修科目ということで、学習指導要領の公民科の解説を中心とした授業になります。また、高等学校の公民の実践力の育成として、指導案の立案が中心の科目ということになります。もともと、公民科に関していうと、後の議題にあります「公共」という科目は、法教育とともに親和性のある科目なので、実際に公民科教育法の中で「公共」を扱うとなると、必

然的に法教育の内容も扱っていくことが可能になるので、「公民科教育法のⅠとⅡ」に関しては法教育の内容を扱うことが可能だと考えています。

私は、教職課程で法教育を行う場合の授業の展開の仕方のバリエーションが幾つかあるのではないかと考えております。

Aプランは、いわゆる指導法の科目を使う方法です。柔軟にテーマを決めやすい「社会科授業研究AからD」の中で法教育を扱って、授業の立案、そして実践力を養うというような展開の仕方です。

Bプランは、高等学校の公民科の免許状に関わる「公民科教育法のⅠとⅡ」で法教育の実践力を養うということを想定したもので、これが一番オーソドックスな展開の仕方かなと思っています。

Cプランが一番ラディカルというか、挑戦的なプランになるんですけども、法学の専門科目である「日本国憲法」や「法学概論」と教職科目、指導法の科目を一体として行っていくというものです。

「日本国憲法」とか「法学概論」の中で扱う内容を、指導法の科目の中で模擬授業を行うとか、そのようなやり方をしながら、法教育を行う時間数を一定程度確保していくということがCプランの狙いです。

御質問がございましたら、また後ほどお答えさせていただければと思います。

私の方から以上になります。

佐伯座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、磯山委員、お願いいたします。

磯山委員 文部科学省・国立教育政策研究所に所属しております磯山恭子と申します。よろしく申し上げます。

資料は参考資料の2-4になります。

私からは、教員養成系大学における法教育の実情について紹介させていただきます。

まず、前提となる話をさせていただきます。御存知の方も多くいらっしゃると思いますが、社会科・公民科の教科の目標は、公民的資質の育成だと言われています。

近年の学習指導要領の改訂に伴って、法的リテラシーの育成を目指す法教育の役割は徐々に大きくなりつつあります。法教育の役割とは、社会で起こっている法的な問題に関心を持ち、これらの法的な問題の解決に向けて、多様な人々と協調的に話し合いながら、法的なものの見方・考え方を活用することで、よりよい社会の実現を目指して社会に働きかける生徒を育てていくことにあります。

本日のテーマとなります教員養成のための法教育の目的は、このような生徒を育てていくために教員を目指す学生に、教員として必要な資質・能力を育成することにあります。

資料には、法教育の目標である法的リテラシーの要点を探る上で前提となる三つの事項を上げていますが、時間の関係上、説明は省略いたします。

私はこれまで、アメリカの法教育の研究をしてきました。アメリカの法教育は、市民教育の一環として取り組むことと考えられています。その際、市民教育は、シビックエデュケーション、シティズンシップ・エデュケーション、あるいはパブリックエデュケーションという三つの言葉で表現されています。

シビックエデュケーションとしての法教育は、民主的な社会の実現を目指して意思決定を

行うことのできる市民を育成する政治教育や公民教育に位置付けられています。シティズンシップ・エデュケーションとしての法教育は、多文化教育、環境教育や開発教育などといった市民的資質の育成へのアプローチの一つとして語られてきています。

それらに対して、パブリックエデュケーションとしての法教育は、法律専門家ではない者を対象に行われる教育活動として考えられています。パブリックエデュケーションとして取り組まれる法教育のプログラムは、弁護士会によるもの、裁判官と裁判所によるもの、司法サービスによるもの、メディアによるもの、学校を基盤としたもの、それから専門家集団を対象としたものと分類されています。

従来、日本の法教育では、シビックエデュケーションの性格と役割が大きいものでしたが、それに加えて近年、やはりパブリックエデュケーションの範囲と影響も大きくなりつつあります。

スライドでお示しした資料は、アメリカの法教育で、早い段階で法律専門家と教育関係者との連携が重要であると考えられていた原点となるような資料です。興味があれば御覧になってください。

日本の社会科・公民科学習指導要領でも、この資料にありますとおり、関係する専門家や関係諸機関などと円滑な連携・協働を図ることが大事であることが指摘されています。

社会に開かれた教育課程、時代に応じた資質・能力の形成という教育課題の推進に当たり、社会科・公民科において、改めて生徒が社会的意義を実感する授業づくりの在り方が問われています。その際、関係する専門家や関係諸機関などと円滑な連携・協働を図る工夫が求められているということになります。

では、本題に入ります。教員養成のための法教育の話をするに当たりまして、私の前任大学である静岡大学教育学部での取組の事例を御紹介いたします。

静岡大学では、静岡大学版の初等中等教育における教科指導に必要な知識、技能などを、サブジェクト・ペダゴジカル・コンピテンシーに当たる考え方として、通称「静大SPEC」と呼んでいます。教員を目指す学生に、教員として必要な資質・能力を具体的に設定している試みです。

お示した表は、社会科教育専修学生ないしは社会科教育関連科目受講学生に求められている静大SPECの一覧表です。

社会科におけるスペックの各要素は、一番左の欄のところを確認していただきたいのですが、社会の背景、社会科の歴史、社会科の先行授業実践、社会科の構造、社会科の教育内容、社会科の授業、社会科の動向、他領域と社会科の七つの観点の下で整理されています。

このような能力観の下で、授業科目の選択と配列を考えています。その際、学生に育成を目指す力について、授業計画力、教材開発力、教科力、情報活用力、フィールドワーク力という柱を設けています。

次の資料は、社会科教育専修の授業科目の一覧です。分量が多いので、1枚目の資料と2枚目の資料にまとめさせていただきました。

これまでの話を前提として、社会科教育専修の授業科目の構成をこれら2枚の資料にまとめております。黄色は法教育に直接関係する科目、すなわち「日本国憲法」と「法律学概論」ですが、一言で言えば、法教育に直接関係する授業科目の数には限界があるということになるかと思えます。

また、法学に関わる専任教員が不在であるということが常態化している現状があります。

小学校教員養成が中心となっているため、全ての学生が学ぶ授業は、この初等教育で2年前学期にある「社会科教育法Ⅰ」になります。

私の場合は、授業のねらいを法教育と置くことはできないのですが、法教育を題材とした授業を3時間設定していました。具体的な内容は、「法教育とは何か」、「国民の司法参加をどのように扱うか」、「小学校の法教育の授業の工夫はどうあるべきか」になります。

国民の司法参加では、裁判所、弁護士会、法務省、検察庁により提供されている動画や資料を活用しています。

小学校の法教育の授業の工夫はどうあるべきかについては、法教育推進協議会の「ルールは誰のもの？」の教材及び視聴覚教材を活用しています。

ただ、とても分かりやすい例かと思いますが、私が3月末に静岡大学を退職いたしましたため、このような時間はなくなりました。

それ以外に、実際、先ほどの橋本委員が御提案くださったAからCプランとの関わりで、ほぼ重複してくるところかと私自身感じたのですが、社会科の中等教育の2年前学期以降に、幾つか開講されています。中等社会科教育法Ⅰ・Ⅱで、Ⅲが地理歴史となっていて、Ⅳが公民となっているので、中等社会科教育法のⅠとⅡとⅣが法教育に関係がある科目です。

それから、先ほど、私の退職とともに、法教育を扱う授業がなくなりましたと言ったものの、徐々に法教育に関心を持ってくださる同僚教員も増えていったということもあります。静岡大学では、1年前学期の共通教育に新生セミナーというのがありますが、この新生セミナーを活用して法教育に取り組むこともあります。また、2枚目の資料の「教科指導力」にあるように、3年前学期と3年後学期には、「社会科教科内容指導論Ⅰ」と「社会科教科内容指導論Ⅱ」があって、このようなところで、法教育に関わる授業をしてくださる教員もいらっしゃいます。

ここからは、より具体的に教員養成大学における教員養成のための法教育の取組を紹介していきます。

静岡大学で様々な取組を行ってきましたが、日本弁護士連合会や静岡県弁護士会との連携の下で、法教育の授業づくりに最も重点を置いてきたというのが現実かと思います。

先ほど述べましたとおり、教科指導に必要な知識、技能等の形成が最も重要で、分かりやすくいえば、学習指導案をつくれるようになるということが、教員養成の主眼となっているからです。

この資料は、法務省や静岡地方検察庁との関わりの紹介になります。

静岡大学は、静岡地方検察庁と連携して、大学授業科目で静岡地方検察庁と裁判所を見学しています。こちらは、法務省の方から手配していただき実施にこぎ着け、10年以上ずっと続けているものでした。

また、日本弁護士連合会の高校生模擬裁判選手権を傍聴するという試みをやっていました。

それから、静岡県弁護士会と大学とで連携して、法律相談の模擬的体験をしました。こちらは、静岡県弁護士会の方からの御提案がありまして、社会科教育専修の学生全員に対して、先ほど話しました「社会科教科内容指導論Ⅱ」の中でフィールドワーク的な法教育って何だろうという議論をしまして、そこで実際に法律相談のためのシナリオづくりという

のを通して、法的な問題や法的な見方・考え方というのが何かということを考える時間を設定してきました。そのような中で、法的な問いをつかんで、子どもに考えさせるためにはどうしたらいいのかというのを、教員を目指す学生として学んでいくということです。

次の資料は、裁判所との関わりの紹介になります。法の日イベントの大学生のための裁判所見学会というのに参加させていただきました。こちらは、実は大学生の方が主体的にアクセスをしていて、裁判所の方との関わりを深めていきたいという話をしていたときに、裁判所から、「こういう企画が立ち上がっているから一緒に参加しませんか」とお誘いいただき、進んでいった事例だと記憶しています。

ここからの2枚の資料は、非常に補足的な例になりますが、外国における司法の仕組みの調査というのを行っていました。こちらは、グアムの司法の仕組みを調査するというところで、グアムの裁判所と検察で聞き取り調査をしました。グアムの裁判所を訪問したのは、静岡大学の学生が初めてだと言われました。

こちらはですね、サンディエゴで司法の仕組みを調査するというところで、「ティファナの国境を超えて、平等と人権の重要性を学ぶ。」という取組をしました。

いずれにしても、この諸外国の事例については、一回限りの特殊な事例かと思います。

ここからは、法教育の授業づくりの紹介になります。

当初お話ししたとおり、これが一番肝になっているところですが、静岡県弁護士会と大学との連携に基づく法教育の単元開発というのを行ってきていました。こちらは社会科教育専修で行うものとしては一般的かと思いますが、私法に関する学習の単元開発、それから司法に関する学習の単元開発、ルールづくりや紛争解決の学習の単元開発を実践してきて、それらを分析、考察していくという授業を行っています。

静岡大学の場合は、地域との連携と附属学校・園との連携というのがすごく重要な課題とされてきているところです。

こちらはですね、模擬法廷を活用して、中学生を対象に法教育を実践してみようという、そういう試みですが、こちらでも静岡県弁護士会、それから附属学校、大学と連携して、模擬裁判のシナリオ、題材を探すところから始めて、どんなシナリオを作っていくか、そして中学生にどのように指導していくかということ考えた上で実践したものです。

最後になりますが、法律専門家と教育関係者との連携の課題と充実のための方策を、次の五つにまとめてみました。

第1に、計画的で継続的な企画の必要性です。第2に、法律専門家と教育関係者の自主性、自発性をどうやって支援していくかということです。第3に、法律専門家と教育関係者の協働による法教育の取組を調査していくということです。第4に、教員に必要な法的資質を明確化していくということです。第5に、法教育の教員研修を改善していく、充実していくということになります。

以上になります。ありがとうございました。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告の中で、一部資料が追加されたとのことですので、追加された資料につきましては、後で事務局の方から皆様に送らせていただきます。

橋本委員、磯山委員、どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

御意見や御質問がある方は挙手をお願いいたします。

荒川委員，お願いいたします。

荒川委員 日弁連の荒川と申します。よろしく申し上げます。

教職課程のアプローチを進めていくということで、非常にいい取組だなというふうにもまず考えました。

やはり、教員養成課程に法教育が広まるということによって、教育界全体の法教育に対する理解が深まることにつながるのではなかろうかと。

ちょっと違う話になるかもしれませんが、最近聞いた話で、法教育に熱心に取り組んでいる教師の方が学校側の意向で授業ができなくなったというような事例があったようです。直接聞いた話ではないので、詳しいこと分からないのですが、どうも受験に直結した指導を行ってほしいという要望が保護者の側からあったということのようでして、やはり法教育の授業を行うということのハードルというのは、まだまだ低くはないのかなと思わざるを得ないような感じがしました。

それではどこから法教育に対する理解を広めていくのかということになりますが、やはり法教育の授業をやるということが普通な世の中、教員にとっても、社会にとってもそうなのかもしれませんが、そういう世の中を創っていく、その過程の中で教員養成課程を重視するという事は非常に大事な事なのではないかと思えます。

その過程として、それでは、どのように教員養成をしていくのか。橋本委員、磯山委員から貴重なお話をいただきました。お話をお聞きしていて、何を教えるかということもさることながら、それをいかに教えていくか、そこが非常に重要ではないかなと考えました。

実際、我々弁護士が出前授業に行くと、学校の先生が、何に困っているのかをお聞きすると、教える中身に困っているというよりも、どう教えたらいいいのか分からないという声がよく聞かれます。やはり、そこに非常に悩ましい部分があるのだらうと思えます。

我々弁護士が出前授業に立ち会って、その辺りを補充する役割を担っているわけですが、より多くの生徒に法教育を届けるためには、やはり教員の養成というのは非常に必要になってくるのだらうと思えます。

先ほど磯山委員からもお話がありましたけれども、教員養成課程に、我々弁護士、そういう外部講師が必要になるのであれば、そこを活用していただくというのは非常に有効なことだと思っておりますし、日弁連ないし弁護士会の立場としても、そこは協力をしていかなければいけないところだと思っております。

実際に、教えを受けた教員がそういった外部講師と触れ合うということ自体、教員養成課程における大学生が教育現場に出たときに、ちゅうちょなく外部講師をお願いできるような環境の整備に資するのではないかと思っておりますので、今後、このような流れでやっていくのは非常に良いと思えます。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

猪瀬委員，お願いいたします。

猪瀬委員 猪瀬でございます。

今、社会科の授業の中で、少ない時間の中で法教育を取り扱っているということのお話を

伺いまして、私どもの教育研修センターでも、やはりその教科ですと、どうしても時間が少ないというような問題がございます。

そういう中で、この法教育の話し合い活動とか、問題を解決していくようなスタイルの授業というのは、もしかしたら学級会活動、学級経営、そういったところでも小・中・高・特、先生方が普段のクラス経営の中でも十分活用できる、そういう中身を持っているので、もし教育学部でそういった可能性があれば、是非社会科に限らず、広く先生を目指す人たちにも、そのスキルをベースに扱うことができるのではないかなと思っています。その可能性について、もし御意見いただければ有り難いと思います。

研修センターでは、今、これから小・中・高・特の学級会活動、それからホームルーム活動なんかでも法教育を扱ってみようかなと考えております。それからまた、学生さん、大学生に向けての教員養成セミナー、こういったものにおいても、法教育を取り扱っていいかなと。正面切って法教育とは言わないまでも、扱い方は小学校のテキストであるとか、けんかの解決であるとかですね、物の貸し借りの問題とか、クラスの中で起きそうな話題ですので、扱ってみようかなと思っていますところでは。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの猪瀬委員の御意見について、何か御意見等ございますでしょうか。

江口委員 一つ質問したいことがあります。

佐伯座長 はい、お願いいたします。

江口委員 橋本委員・磯山委員は、しっかりやってきているし、私も館委員もずっとやってきたと思うし、自分の養成の科目でもやってきました。大学院でも、非常勤先の教員養成科目でも同様の法教育的な指導をやってきました。

ところで議論しているのは、日本中の教員養成システムの中に入れる内容の在り方ですよ、あるいはそういうことに協力してくれる、大学の教員群を募る方策です。要するに、大学の教員養成に関わっている人々に、協力を求めるということだと思います。

それから内容の議論、今、猪瀬委員からお話があったような、例えばコミュニケーション能力がアクティブになって、紛争解決能力が高まるような授業を仕組みたいと思って、もっと法教育を一般的にやっていくということになると思います。しかし、かなり大規模で、要望に近いので、その実現の在り方をグルーピングしてもらいたいと考えます。議論していいかというのがちょっと見えにくいので。

大切だと分かっていますし、やれるなら良いと思います。他方、橋本委員が「法教育」の内容科目を設定するといった方策は、ドラスティックと指摘されましたが、うまくいかなかったんですけれども、諸外国では市民生活における法を高校の必修科目にしようといった試みがありました。ただし、うまく根付かなかったのですが。ただ世界には法の内容の一部を必修にしている国もあります。だから、そうした内容を教育課程に位置付けることも議論されればと個人的には思います。

そういうような試みを目指すのもあわせて考えてほしい。教員養成システムの変更も議論されていくなか、法とか政治とか、公民系の知識・能力が絶対必要なんだと強力でプッシュしていくのは大切と考えています。

佐伯座長 何か御意見ございますでしょうか。全国一斉に必修科目というのはなかなかハード

ルが高そうですね。

何か事務局からコメントございますか。

川副参事官 事務局の法制部の川副でございます。

今、江口委員から御意見いただいた点につきましては、正にどういう形で最終形を目指して、このアプローチを進めていくのかというところは、様々な段階、レベルがあるものだと認識しております。

大変恐縮なのですが、現時点では、これを今すぐ目指しますというところまで煮詰まっているところではございません。その前段階として、まずは今日、橋本委員や磯山委員がこれまで実践されてきた教員養成課程における法教育の取組というものを皆様と共有いただきまして、そうした取組を少しでも広げていくために、何かヒントやルートなどがあり得るのか、実現するには、どうすべきか、一番効果があるものは何かなど、その辺りを総合的に考えて、どのように進めていくべきかということを更に検討するという段階にあると考えています。

そのため、今年度は、この施策につきましては、まさに方向性を検討するという段階でございます。先ほどの5か年の計画というところだと、来年度、それから再来年度ぐらいに、実際にどういうことができるのかということを試みながらやっていくという位置付けにさせていただいております。先ほど座長からお話ございましたが、すぐに法教育を必修科目に据えるなどということはなかなか難しいということは理解しておりますが、取組を前に進めるために取り入れていただける一番現実的な方策を模索していきたいと思っております。

佐伯座長 5か年計画の最初ということで、絞り込みに向けた議論ということでしょうか。

今の点も含めまして、何か御意見ございましたらお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

長戸委員 質問なんですけれども、教職課程のアプローチで、令和4年度から試行実施という5か年計画なんですけど、この試行段階で、どちらで、どの大学でこういうふうには、まずは行われるかというのも決まっているのでしょうか。

川副参事官 事務局の方からお答えいたします。

その点については、実はまだ確たるものが、これというのが決まっているわけではございませんので、今、取組を御紹介いただきました橋本委員や磯山委員、それ以外の委員の皆様方にも御相談をしながら、実際に、一定程度授業を行う形というのを形作った上で、実際に御協力いただけたところで行っていただくことをイメージしております。

佐伯座長 そういう意味では、いろいろな情報提供を委員の皆様からいただけるというのではないかと思いますので、是非お願いしたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

館委員 館です。

もう15年くらい前の話になってしまいますが、以前に実践したことを参考にお話します。教職課程を採っている学生にとって、教育実習での体験というのは、最高の学習機会になるんですね。それに向けて、教職課程の様々な学習を教員として組んでいくわけですが、私が教育実習生に教えたものとして最初に紹介したのが、「ルールづくり」です。私は、5人の実習生を指導していたのですが、その5人に対し、ルールづくりを使った授

業の目標を考え、教材を考え、どんな授業をするか検討するよう指導したところ、5人で、「こんな教材だったら面白いのではないか」ということを話し合い、最終的には「つくば村に野球チームを作ろう」というテーマで、地域住民の様々な利害を持った人たちがどんな問題を抱えながら、果たしてつくば村に野球チームを本当に呼んできていいのか、あるいは呼んでくるんだったら、事前にどんなルールを作ったらいいだろうかということ、中学生に投げ掛けるような授業を考えたいですね。

その様子を見ていて、これすごいなと私は思ったわけです。私がこれまでの公民の教育実習の指導していたときとは何か違うレベルの学生たちのやる気を感じました。自分たちで、教材もある程度考えられるし、そしてそこで工夫もかなりできると。それも、一人ではなくて、数名で作らせることはできますよね。

そういう形でやると、何かみんなで協働して何か作り上げるという体験だったり、いや、それ、あなたの考えている目標って違うのではないのみたいなことを真剣に学生同士が話し合ったりする様子を見ていて、こういった経験自体が、教育実習を行おうとしている学生にとってみれば、深い学びにつながっているんだろうなと思ったわけです。

だから、こういう体験が、今度はその体験を通して、何か生徒たちもこういう授業って面白いよなってなって、そういう実感につながっていくようなものとして考えていったときに、やはりこういう実践が少しずつ積み重ねられていって、法教育が広がっていくことを、私は期待したいと感じています。

特に今回、見方・考え方の重視というのが学習指導要領で出てきていますし、法教育自体が法的な見方・考え方の育成ということは強く言っています。加えて、いつも現実社会とのつながりということも、法教育では考えなければいけないところですし、これは中学校でも、あるいは高校の公民でも言われていることなので、かなりの共通性があるということを考えてときに、何か教育実習生や教職を採っている学生が、こういった自らが法教育の様々な教材作りを経験することが、法教育の魅力を実感させることにつながるし、また、新たな広がりにもなるということを感じました。

佐伯座長 貴重な御意見ありがとうございます。

教育志望者へのアプローチについては、来年度から試行的に取組を開始するとのことですので、本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて、事務局において具体的な取組の方向性について検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、次のテーマに移りたいと思っております。

次のテーマは、新設科目「公共」を踏まえた施策の検討についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、説明いたします。

「公共」は、御承知のとおり、平成30年3月に学習指導要領が改訂された際に新設された科目でございます。令和4年4月から、年次進行で実施されることとなっております。

参考資料3を御覧ください。

これは、文部科学省に作成していただいた資料です。新学習指導要領における法に関する主な記述をまとめていただいたものです。

「公共」では、法に関する事項も扱うこととなっております。法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基

に、憲法の下、適正な手続に則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通じて、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていることについて理解するよう指導するとされております。

具体的な内容につきましては、資料を御覧いただければと思いますが、この「公共」という科目が始まることによって、学校現場において、今まで以上に法教育が実践されるようになるのではないかと期待しております。

そこで、「公共」の授業において、より深い法教育を実践していただくために、今後どのような取組を進めていくべきかについて、御意見を賜れればと思っております。

事務局としましては、「公共」を踏まえた取組の一つとしまして、「司法参加の意義」の学びに絡めた施策、例えば学習効果の高い模擬裁判の実施方法などを学校現場に御提案してはどうかと考えており、その検討のために新たな部会を設置したいと考えております。

この部会におきましては、「公共」における模擬裁判の在り方について検討するとともに、小学校、中学校で模擬裁判を行う意義についても整理、検討し、それぞれの発達段階に応じた、授業に取り入れやすい模擬裁判のパッケージを作成して御提案するという取組をしてはどうかと考えております。

本日、部会の設置につきまして御了承をいただきましたら、早期に部会を立ち上げ、検討を開始したいと思っております。

このほか、「公共」を踏まえ、検討すべきと思われる取組などがございましたら、併せて御意見をいただけたらと思っております。

事務局からは以上です。

佐伯座長 新設科目の「公共」について、磯山委員から補足の説明はおありでしょうか。よろしく申し上げます。

磯山委員 参考資料3に関わって、少し補足説明をさせていただきます。

こちら、御存知の先生方も大変多いかと思いますが、学習指導要領と学習指導要領の解説の違いについて確認させていただきます。

学習指導要領は、各学校が各教科で教える内容を、規定に基づいて定めています。それに対して、今回、より詳しい資料をとということで、文部科学省の方で解説についても検討いたしました。実際、解説というのはより詳細な事項を記載しており、法的拘束力はありません。

こちら、教育関係者だと当たり前のことではありますが、学習指導要領と解説を混同して考えて発言されるということが間々ありますので、これらの違いをまず御理解いただいた上で、資料にお目通しいただきたく存じます。

この解説について、実際、読み手としての視点とか、どういう観点で考えるかということが重視されるということがあります。そういう意味では、あくまでも参考程度というふうに考えていただきたいのですが、今回は、この学習指導要領改訂に伴って、新たに注目されております「公共」と、その「公共」の中で出てきている法的主体との関わりから抜粋していったという次第です。

下線につきまして、この学習指導要領で規定されているものに関連している用語に下線を引きました。理由としては、全てが法教育と関わりがあって、全部下線になるということ

があるので、そのように整理させていただいたということ、どうぞ御理解ください。よろしく申し上げます。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から、その他補足はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、意見の交換に移りたいと思います。

新設科目「公共」を踏まえた施策の検討について、御意見や御質問のある方は挙手をお願いいたします。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 産経新聞の長戸と申します。よろしく申し上げます。

新たに今度、国民の司法参加、裁判員についてですね、より深く学んでもらうということで、模擬裁判の在り方、小・中・高で、具体的にパッケージのような形で作成されて、授業を行っていくというお話だったかと思うんですが、記者の立場から、こういうふうに模擬裁判をやっておられる、法教育の一環としてですね、やっておられる先生を知っておりますけれども、これは非常に生徒たちも盛り上がってですね、身近な問題、身近な地域社会で起きている事柄に関心を非常に持つようになると。やがては模擬裁判を経験することですね、「先生、今度本当の裁判に連れて行ってください」というので、そこから裁判所、検察庁、それから弁護士会を回る、そういう何かツアーといいますか、実地の勉強会にもつながっていると聞いております。

模擬裁判で一人一人が裁判官、裁判員、検察官、弁護士、被告人ですね、役割をそれぞれ与えることで、非常に教育効果もあるという報告とかレポートなどを、私も実際にいただいております。実際に、自分たちで起訴状とか冒頭陳述を作る、作って行われたケースなんていうのも過去にはありました。実際に傍聴に行くと、自分たちでやはりそういったものを作ると。

思いますのが、大体パッケージで作られるというときにですね、もちろん裁判員裁判、結果が無罪になるものもあれば、有罪になるものもあると思います。私、個人的には両方あった方がいいなと。こういう模擬裁判をやりますと、大体ドラマチックなのは無罪になるケースですので、結果が無罪になるというシナリオをやられるケースが多いですね。

それは、もちろん事実認定とかその大切さとか、推定無罪の原則、いろいろございますけれども、無罪となる結果がある一方、大方の刑事裁判は有罪になります。裁判員が導入された理由の一つがですね、国民の良識を量刑に判断させると、適切な量刑に反映させるというものがあると思いますので、両方、有罪の場合でこのケースの場合どれぐらい、この量刑というのはどれぐらいがふさわしいんだというのを考えてもらうのも、立派な法教育といいますか、意義のあることだと思います。是非パッケージ作られる場合は、有罪・無罪両方のケースを作っていただけるといいかなと思っている次第です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

窪委員、お願いいたします。

窪委員 練馬区教育委員会の窪と申します。よろしく申し上げます。

私も、模擬裁判という学習形態は大変有効だと考えております。法教育について理解を深めるため、それから司法制度についての理解を深めるためにも有効だと考えています。

また、小・中・高を通した、それを一貫性のある教材を作っていくという視点で今回御提案されていますが、その点についても賛成です。

それぞれ小学校や中学校、高等学校で優れた実践というのは生まれてきていると思いますが、それを一貫性というところをどう見ていくかというのはやはり課題であると思いますし、そういった取組が法務省から発信されていけば、より使いやすいものですか、先生方が使ってみようと思うものにつながっていくと思いますので、今回御提案されている点は、大変興味深いですし、進めていっていただきたいと思っております。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

犬木委員、お願いいたします。

犬木委員 この度新しく委員になりました犬木と申します。よろしく申し上げます。

私は、現在、法テラスで総務部長をしておるんですけども、前職が司法研修所というところで検察の教官をしておりまして、3年ばかり務めていました。その中で、かなり数多くの模擬裁判を、教官として経験してまいりました。また、教材も作ってまいりました。その経験から、何点か発言させていただきます。

まず、司法研修所においては、証拠の採用から事実認定、そして判決という過程まで体験させるんですけども、これ非常に手間暇、時間が掛かっていたと思います。

また、証拠の採否については、御承知のとおり、かなり難しい法的なルールがございまして、それを小・中学校とかというレベルでやるのはいかがかなと思っております。

私個人は、先ほど長戸委員からもあったかもしれないけれども、有罪、無罪、分かれるという話につながるかもしれませんが、事実認定に特化したところの模擬裁判、事実認定面のところを中心と取り扱う模擬裁判が一番面白いのかなと思います。

事実認定というのは、証拠に基づいて判断するわけですけども、証拠はもう既に固まった状態で、「皆さん、この証拠をどう見ますか、眺めますか、いろいろな可能性ありますね。」というところで、有罪という結論もあり得るし、無罪という結論もあり得るというようなケースを作るのがいいのかなと思っております。

また、私は、今、有罪、無罪という話をしましたけれども、法教育の一番の意義というのは、法的なトラブルが本当にいつ、誰の身にでも降りかかるかもしれない問題だということを知ってもらうということにあると思います。金の貸し借りのトラブルとか、相続問題に巻き込まれるとか、法的なトラブルって他人事に感じる方が多いかと思うんですけども、それを身近に感じてもらうのが一番大事なのかなと思っております。そういう意味では、民事的な紛争、贈与なのか、金の貸し借りなのかとか、この契約書を作ったのが誰なのかとか、本当にありふれた事案、本当に半日ぐらいで終わるような分量のケースを取り扱うのがいいのかなと思えました。

以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

荒川委員、どうぞ。

荒川委員 荒川でございます。よろしく申し上げます。

模擬裁判がテーマになっているようですので、模擬裁判の意義と方法論について、お話をさせていただきますと思います。

当委員会、日弁連の市民のための法教育委員会では、御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、高校生模擬裁判選手権というものをやらせていただいております、明後日に今年オンラインで行われます。この模擬裁判で何を育んでいこうかという、基本的には司法制度の理解ということもちろんありますが、同じ事実、同じ資料に基づいて、多面的なものの見方があるということを実際に体験していただきたいということがメインです。

ディベートの場合、どういう材料を外から引っ張ってくるかによって、勝敗が分かれるようなことがあるわけですが、模擬裁判ということになると、教材が一定の範囲に限られている。その限られた範囲内で、検察側と弁護側に分かれて全く逆のことを議論するわけです。ただ、もちろん、逆のことを議論する過程の中で、一つの証拠の評価について、こういう評価もあるし、ああいう評価もあるということになる。場合によったら、各学校の中でそれについても議論を聞かせる。その過程の中で、生徒一人一人がですね、「僕はこの証拠をこう思っているんだけど、こういうことを言っている人もいるから、そういう見方もあるんだな」ということを実際に体験できる。そういう意味では、法教育に対して極めて有効な事業だろうというふうに我々は思っているわけです。このような活動は日弁連に限らず、各弁護士会が中心になって行われていたりもします。

それでは、模擬裁判について、どういうやり方があるかということなんですけれども、一つは、今、模擬裁判選手権についてお話をさせていただいたように、実際に生徒自身が、証人役や被告人役に対する尋問事項を考え、話を聞いて、さらに論告、弁論を作っていくという、いわゆる参加型の模擬裁判というものです。これは高校生を対象にやっているものが多いです。

それ以外にも、二つほどやり方があると思っていて、一つは、あらかじめ裁判劇というものを録画しておいて、それを上映して、生徒に考えさせるというやり方です。

もう一つは、朗読型模擬裁判というふうに私は呼んでいますけれども、実際にシナリオだけは作っておくやり方です。これは何かというと、論告や弁論、証人尋問のシナリオを作っておき、それを朗読するような形で、実際に法廷で体験してもらって参加してもらって、その後みんなで評議をして結論を決めるというやり方です。

発達段階に応じた模擬裁判というお話でしたが、事案の中身にもよるかもしれませんが、裁判劇、あるいは朗読型模擬裁判であれば、小学生でも割と耐えられるような授業が作れるのではないかと考えています。

ですので、一貫した形で、だけれども発達段階に応じてというところでは、参考になるかなと思いましたので、一つの事例として御紹介させていただきました。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩崎委員、お願いいたします。

岩崎委員 岩崎と申します。

今ありました朗読型の模擬裁判ですけれども、正に昨年度、本校小学校で行いました。東京地検から検事さん二人にお越しいただきました。あらかじめ東京地検で丁寧に作っていただいたシナリオや当日の進行表などがありまして、それに基づいて、役割分担をして行いました。裁判長は子供ですし、あとも子供がやりました。被告は、担任がやりましたけれども。

それをみんなで見て聞いて、あとはグループに分かれて、有罪か無罪かをみんなで真剣に話し合うという活動を行いました。正に今お話があったように、司法制度についての理解を深めたり、司法制度を身近に感じたり、あと法的思考力を高めたりと、いろいろな活動があると思うんですけれども、模擬裁判というのはその仕掛けというかですね、それを進めるきっかけとして極めて効果的だと思っています。

ですから、私としては、今、ここの根拠の問題がメインの話題かもしれませんが、先ほども出ていたとおり、子供の発達段階、学年の段階に応じた、やはり法的思考力等をどういうふうに育てていくのかという全体像があってですね。その上で、各小学校段階、中学校段階、高等学校段階の学校段階で、どのように模擬裁判を展開していくのかというのを作り上げていくというのは素晴らしいことだと思っています。

あと、この法教育推進協議会が、実際に学校教育を所管していない法務省がやっているのが私は素晴らしいことだと思っていて、学校教育は文科省が所管しているわけで、教員養成課程も同じです。ということは、法務省、法教育推進協議会としては、文科省に対してどんなメッセージを出していくのかが一番重要なことだと思っております。教員養成課程も結局、学校で何を教えるかに基づいて、教員養成課程ができてくるわけですから。私は学校の現場で働いていますので、法令とか学習指導要領に基づいてしっかりやっていますが、新時代への即応という観点から考えると、やはり教科の枠組みであるとか、また、その教科の中身の内容であるとかというのは、旧習にとらわれず大改革をしなければいけないのではないかなと、それは中からだけではとても難しいなと、実感として思っております。

そういう意味で、法教育推進協議会として、法教育の視点から、また、市民的資質というんですかね、そういうのを育成する観点から、こういうふうにしてほしいというメッセージを文科省に出していくのがですね、一番重要なところかなと持っている次第です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

太田委員、どうぞ。

太田委員 ありがとうございます。明治大学の太田でございます。

今、荒川委員のお話を聞いていて思ったことを、お話ししようと思います。教材の場合、内容が、主宰する先生、担任の先生にとって負荷が大きすぎると困ると思うのです。先生方は、大変忙しい中で、過重なプログラムで、授業しないといけないことになります。

そうすると、私の直感では、教材はやはり朗読型がいいのかなと思います。朗読型であれば、裁判とはどんなもので、証明責任がどういうもので、起訴責任がどういうもので、無罪の推定がどうなのなどということを、それほど準備しなくてもよい。朗読をする準備として生徒に調べさせるということもでき、運営がしやすいかなと思いました。

それと同時にビデオも付けて、その事案についてプロがやったらこんな感じなんですという見本を示した上での朗読型にすると良いと思います。あと、最初から最後まで決められた台詞の朗読では創意工夫の余地が限られるので、一部に台詞を抜いておいて、そこにはインプロヴィゼーションといいますか、即興を少し入れてやってみなさい、とすることも考えられる気がします。カデンツァのようなものですね、シンフォニーでいう。そういうのがあり得るのかなと思いました。

もう一つ、教材パッケージというときに、その中の証拠関係なども入れますか。どうしても書証のイメージですけれども、検証物とか、写真とかビデオとかも、そういうものをどこまで使うか考えておくと良い気がします。さすがに、血の付いたナイフというわけにはいかないと思いますけれども。しかし、生徒さんというか、学生さんから見たら、そういう有体物の証拠があった方が実感が湧くでしょう。書証とか写真とか検証物とかあれば、文章を読むだけよりもびびっと感じてくれるのかな、というようなことを考えました。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

先ほど事務局からこの件につきましては、部会を設置して、具体的内容について今後検討していくということを御提案していただきましたが、今、太田委員からいただいたような点についても検討されることになると思います。

ほかに御意見いかがでしょうか。

本日、部会の立ち上げについて、皆様の御承認をいただきたいと考えておりますが、模擬裁判について検討するための部会を立ち上げるということにつきまして、その方針で進めていくということでもよろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

佐伯座長 ありがとうございます。

異論がないようですので、「公共」へのアプローチに関しましては、まずは、主として模擬裁判について検討する部会を立ち上げることとし、部会において、本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、検討してもらうことにいたしたいと思います。

それで、部会の人選につきましては、事務局と座長、私に御一任いただくということでもよろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

佐伯座長 ありがとうございます。

異論がないようですので、そのようにさせていただきます。

まだ少し時間ありますので、もし部会でこういう点についても検討したらいいのではないかという御意見ございましたらお聞かせいただければと。

どうぞ、江口委員。

江口委員 私らが始めたときには、模擬裁判の教材ではティーンコートなどの議論もあり、論点がいろいろありました。それから陪審員制度の教育がアメリカではあり、リーガル・プロセスをもっと実感的に学ばせるモック・トライアルを生かした指導が議論されてきました。

既に日本でも裁判員裁判が始まり、月日が経過しているのですから、日本における法教育の中において模擬裁判を、どう位置付けるべきかということを議論してほしいと思います。

法曹三者がこれだけいらっしゃるので、日本型の法教育の中における模擬裁判の教育的意義とか教育的な扱い方みたいなものの概略ぐらいは示して、現場に伝えてほしい。

もうアメリカの場合は、こうしろって、ある意味ではもうノウハウ分かっているわけですから、それをいつまで使っても意味がないのであって、どこかでそういうのを是非やってほしいなという気がします。

佐伯座長 ありがとうございます。

部会で、その点についても是非検討していただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

長戸委員、どうぞ。

長戸委員 長戸です。

私の場合、意見というより質問ですね。あと、メディアの立場からということなんですけれども、今度、18歳から裁判員として刑事裁判に参加できるようになりますと、メディアの悪いところでもあるんですが、やはり最初に18歳で初めて裁判員になりましたという人が出てくると話題になる。それでちょっと法教育にも関心が持たれるきっかけになるかもしれないと思っているんですね。

いつ頃、どの地域で18歳の裁判員の方が出てくるかというのは分からないんですが、もちろん全部終了後にですね、一審終了後になると思いますが、本人が望めば、会見とかそういういったものは、石井委員に伺いたいんですが、最高裁としても、それは進めるという感じではよろしいのでしょうか。

佐伯座長 もし差し支えなければ、石井委員いかがでしょうか。

石井委員 最高裁の石井でございます。

御質問としては、裁判員の方が会見されるかという点で、18歳の方の場合に何か差異があるのかということかなと受け止めましたけれども、現状は、裁判員の方御本人が会見に参加されるということであれば、それは参加していただいているということと認識しております。成年年齢が引下げになって、仮に18歳の方が裁判員として参加された場合にどうかということになりますと、確たることは申し上げられませんが、恐らく現状と変わらないのかなと現時点では思っておるところでございます。

佐伯座長 ほかにいかがでしょうか。

荒川委員、どうぞ。

荒川委員 荒川です。

先ほど部会で検討しておいた方がいいことということで、1点だけ補足させてください。

模擬裁判を授業で作るということになった場合に、一番難しいのは、恐らく評議の取り仕切り方をどういうふうに指導するかというところだと思っています。

我々弁護士が模擬裁判に参加するときは、外部講師として評議を取り仕切ることが多いんですけれども、恐らく今回、教材を作るに当たっては、外部講師抜きでもできる教材を作るという、そういう御趣旨なのではないかと思います。

そのような場合において、学校の先生が生徒の評議を取り仕切るというのは、それなりの難易度があることだろうと思いますので、実際に教材を作られるに当たっては、実際の学校現場の先生方の御意見を十分にお聴きした上で、作っていただくことが大事ではないかと思います。

佐伯座長 ありがとうございます。

太田委員、どうぞ。

太田委員 明治大学の太田です。

裁判員経験者の会というのがあって、専修大学の飯考行先生が中心で運営しているのだと思います。私の所属している法律事務所の牧野茂先生も関与しています。私が東大にいた頃は、裁判員経験者7、8人を毎年のように呼んで、話を聞くという活動を法科大学院生が自主的にやっていたのです。そういうことも法教育の一環として、高校とかでやり得るのではないかという気がします。

あともう一つは、先ほど御紹介があった法教育視聴覚教材についての意見です。このパッケージの表紙のイラストですけれども、こういう極めて男女のステレオタイプ的なイラストというのが妥当なのかどうかというのを考えていただきたい。私はあまり詳しくないので、ジェンダー論などの分野に詳しい方にですね。

それとあと、このパッケージの裏には刑事裁判の例が載っていますが、裁判員裁判ではないんですね。これは法務省としてはいかがなものかという気がしまして、その2点です。

佐伯座長 どうもありがとうございます。

ただいまの御指摘について、もし何か今、御意見ありましたらお願いします。

確かに、私も見たとき、ちょっとそういう気はいたしました。

川副参事官 事務局から、法教育視聴覚教材についてお答えします。太田委員、御指摘ありがとうございます。

こちらの視聴覚教材は、法務省の方で作成したもので、法教育推進協議会の委員の先生方に御相談するタイミングがございましたので、御指摘いただきました点につきましては、今後また配慮していきたいと思っております。

この裁判のイラストが裁判員裁判になっていないのは、扱っている事案との関係によるものです。実はこの中で扱っている事案は、動画クリエイターとレストランのシェフの言い合いから発展した傷害事件であり、裁判員裁判の対象事件ではないため、裁判員裁判のイラストになっておりません。確かに裁判員裁判に関係する事案のほうが望ましかったのかなと思っております。

御意見として、有り難く拝聴させていただきます。ありがとうございます。

佐伯座長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、その他、事務局からほかになにかございますでしょうか。

川副参事官 ありがとうございます。

そうしましたら、模擬裁判を検討する部会につきましては、今後、座長とも相談の上、現場の声を十分取り入れるという御意見も踏まえ、人選などについて進めていきたいと思っております。

先生方には適宜の形で、またメンバーなどについて御報告をさせていただきながら進めてまいります。いろいろと御意見を賜る機会があると思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、多数の貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回の会議ですけれども、先ほど御覧いただきました計画の中にもありました法教育の担い手の育成に関する取組のうち、教育委員会が実施する教員向けの研修との連携ということを議題の一つとさせていただきたいと考えております。

本年度、試行的な取組として、猪瀬委員に御協力をいただきまして、茨城県教育研修センターで実施される採用1年目の中学校、高校の教員を対象とした研修において、今後、法教育の講座を実施させていただくことになっております。次回の会議などにおきまして、その研修の実施報告などもさせていただいた上で、こういった取組を広げていくための方策などについて、意見交換などを行いたいとも思っております。その際、猪瀬委員にもいろいろと御報告をお願いするかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

佐伯座長 本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

今回は、先ほどありましたように、法教育の担い手の育成に関する取組のうち、教員向け研修との連携についてを議題の一つとして取り扱うことといたします。

また、当協議会において、皆様が所属する各団体等の法教育の取組状況を互いに共有して連携を深めていくことは、当協議会の趣旨にも沿うことと思っておりますので、差し支えなければ、先ほどお願いいたしましたように、次回会議の場で、その点について皆様から御報告いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

そのほか、委員の皆様から、この際、何か御意見等ございますでしょうか。

橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 先ほどの教員志望者へのアプローチのところ、少し補足的な意見を述べさせていただきたいんですが、今回、磯山委員もそうですし、私もそうですし、教職課程の関係のシラバスを出されている大杉先生もそうなんですけれども、いずれも中・高の教員向けの教職課程のシラバス、授業等の紹介だったというところで、小学校の教職課程に関しての紹介ではないということと。

あと、恐らく一番問題にしているのは、やはり小学校の法教育の教職課程のモデル作りみたいところは一番課題になるのかなと思っておりますので、その点だけ少し発言させていただきました。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

磯山委員 すみません。私の場合は小学校も含んでおりますので、よろしくお願い致します。

佐伯座長 はい。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで終了させていただきたいと思えます。

次回の日程につきましては、追って事務局から連絡させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—